

那覇市立壺屋焼物博物館の位置づけと開館の経緯（上）

渡名喜 明

目次

- はじめに
1. 博物館と博物館法
 2. 壺屋焼物博物館と那覇市伝統工芸館
 3. 「基本構想」に見る理念と方針
 4. スケジュールと組織
 5. 常設展示基本計画
(以下次号)
 6. 常設展示委員会と資料評価委員会
 7. 映像シアター
 8. 開館記念特別展
 9. 図録など各種印刷物の発行
 10. 課題

はじめに

1996年3月、琉球大学から那覇市教育委員会に移動することが確定した。「壺屋焼物博物館」(仮称)づくりに携わることになったことによる。1973年4月から1982年3月までの9年間、沖縄県立博物館で学芸員として勤務した経歴があるが、博物館づくりは初めてである。しかし、県博を出て後、県教育庁文化課、県立図書館、琉大を経て来たわたしにとって、古巣に戻ってきたという思いは強かった。

移動が内定した時点で、わたしは教育委員会にいくつかの注文を出した。そのひとつが学芸員の

配置である。博物館づくりの準備は1989年度から始まって、すでに7年が経緯している。そして、わたしが「博物館準備室長」として着任してまもない96年7月には建築着工、98年2月1日に開館というスケジュールも決まっている。開館まで2年足らずのスケジュールである。

ところが、当時、開館準備に専任で当たっていたのは建築・展示準備を担当する城間悟係長、本永亨主任主事の計2人で、那覇市教育委員会文化課の1係を担っていたが、肝心の学芸員は1人もいない。

さらに、展示される予定の資料は、掘り出された窯跡2基しか確定していない。現在の県庁一帯は、かつて壺屋に先行する窯場として知られる湧田窯があったと言い伝えられていて、実際現庁舎を建造するにあたって86年から始まった発掘調査で6基の窯跡が出土した。そのうち、瓦を焼いたと見なされている窯を1基、県教育委員会から譲り受けていて、これはわが館に展示されることになっていた。

窯跡がもう1基。明治末期まで当館の建設予定敷地に登り窯があったという伝承に基づいて発掘調査を実施したところ、ここからも窯跡が出土した。保存がよく、展示可能な状態であるため、特殊な樹脂でまわりを固めて取り出すことになったものである。

私が準備室長として着任した96年4月1日づ

けで、「博物館準備室」が文化課から独立したが、予想に反して学芸員は未配置、わたし1人が加わった3人体制である。実質的に私は、学芸員兼任という形になっていたのである。

ところで、博物館づくりに不可欠のものが4つある、と言われている。「ひと」、「もの」、「かね」、そして「時間」である。開館を次年度に控えているというのに、学芸員は不在、展示予定資料は窯跡2基のみで陶磁器資料はまったくない。しかも、当年度の資料購入費ゼロ、そして開館まで時間はない。不可欠とされる4つがいずれもないか、ないに等しいまま、準備室長としてのわたしの仕事がスタートしたのである。

以下で述べるのは、開館に至る経緯とそこで浮かび上がってきた問題点、それに向けてのわたしを含めた館の対応、および再度浮上してきた新たな課題などである。しかし、そこで述べられる内容は、あくまでわたし個人の「博物館学」的な立場からの所見である。館の公式見解ではないことを、はじめにことわっておきたい。

1. 博物館と博物館法

教育の場はいくつもある。ひとつは教室。ここでは、教師（講師）がいて、生徒（受講生）がいる。教育の媒体は、主として<話し言葉>。この場には、話し手と聞き手がいて教育が行われる。授業（講義・講演）の性格にもよるが、通常、話し手の側からの一方通行に陥りやすい。受け手からすると、自主性・主体性を求められるという点では、次の三つに比べて気分的に楽である。

図書館の場合。媒体は主として<文字>である。専門の司書はいるが、何を知りたいか、何を読むべきかは、基本的に利用者（読者）が決める。自分

が選んだ時間に、自分のからだを図書館に運び、自分のテーマを（ほとんど）自分で決め、自分で図書を選び、自分で読む。

教室や図書館が教育の場であることについては、日本の教育システムの主流をなしてきたこともあって、一般になじまれているが、博物館となると、事情はかなり違ってくる。教育の媒体は<もの>。<もの>が発信する情報を、自分で「読む」ことが求められる。しかし、わたしたちは、<もの>が発する情報を自分の言葉に変換する訓練を、学校ではほとんど受けて来なかった。それに、展示されているものは、日常生活では見られない場合が多いことも加わって、<もの>が語る内容を理解できないことがしばしばある。そこで、どうしても文字による「展示解説」にすぎることになる。教室の外の教育現場としてたいせつでありながら、博物館同様に、あるいはそれ以上に軽視されてきたのが、歴史の体現者あるいは技術・技能の保持者である<ひと>が生きる場であり、歴史や暮らしの現場、自然の現場である。それらの<ひと><もの><場>が発信する情報を「読み取る」訓練は、これまで学校では脇に置かれることが多かった。人生のすべての過程で修得されるものという考え方によるのだろうか。

本稿の文脈でいえば、<ひと><もの><場>を集約し、再現したところが「博物館」だということができるだろう。三者はそれぞれに多弁である。博物館でその語り口を理解するには、教室や図書館で学ぶ以上の自主性・主体性が要求される。一方では、だからこそ博物館の専門職員である学芸員にも、<もの>にいかに関与させるか、その才覚と素養（研究・教育実績）と情熱が問われることになる。

ところで、日本では地方自治体が設立する博物館は、「博物館法」に準拠することが多い。わが壺屋焼物博物館も同様である。そこで、蛇足のそしりを覚悟しつつ、同法から「博物館」の定義を紹介しておきたい。

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（中略）のうち、地方公共団体、民法（略）第34条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもので第2章の規定による登録を受けたものをいう。

「保管」に続けて（育成を含む。）とあるのは、動物園・水族館・植物園なども、ここでいう「博物館」に含まれることによる。

同法から、「博物館の事業」もいくつか抜粋する。

第3条 博物館は前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 1 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコードなどの博物館資料を豊富に収集し、保管し、および展示すること。
- 2 （略）
- 3 一般公衆に対して、博物館資料の利用に

関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

- 4 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - 5 博物館資料の保管および展示等に関する技術的研究を行うこと。
 - 6 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 - 7 博物館資料に関する講演会、講習会、写真会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
 - 8 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（略）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
 - 9 他の博物館、国立博物館、国立科学博物館等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
 - 10 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、その事業を行うに当っては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助しうるようにも留意しなければならない。

2. 壺屋焼物博物館と那覇市伝統工芸館

「博物館法」からその「定義」と「事業」を長々と引用したのには、理由がある。というのは、わが博物館の開館準備にあたって、その「博物館法」